

使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託仕様書(案)

本業務委託仕様書は、「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託」を行うに当たり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、高齢化や共働き、単身世帯増加に伴い、外食・中食産業における国産野菜の需要が拡大していることから、県内における新たな加工・業務用契約野菜産地の育成を支援することを目的とする。

2 業務内容

(1) 食品関連産業実態調査

実需者における県産野菜取扱量の増加に向けて、産地に対して県産の加工・業務用野菜の需要状況を示すため、食品関連産業に県産野菜の需要量及び今後の事業拡大意向に関する調査を行うものとする。なお、調査にあたっては以下の調査項目を含むものとする。

ア 調査事例数

食品関連産業（食品製造、一次加工、仲卸、外食、小売等）30社以上
調査対象については、県と協議して決定する。

イ 調査項目

- (ア) 原料調達の現状及び国産野菜の利用状況（品目、量、流通方法等）
- (イ) 県産野菜の利用状況（取扱品目、取扱量、流通方法、取引条件等）
- (ウ) 県産野菜取扱拡大意向の有無
- (エ) 県産野菜取扱にあたっての課題や要望

ウ その他

- (ア) 調査結果を参考に、県産野菜の取引意向がある実需者リストを作成する。
- (イ) 調査結果は、(3)で実施するセミナーにおいて、情報提供を行う。

(2) 県内外の法人や農業者への加工・業務用野菜の取組意向調査

県内での加工・業務用野菜の生産者確保や取組拡大につなげるため、加工・業務用野菜の栽培に取り組む県内の契約栽培志向者・実施者の取組意向と県外の農業法人、農業者が県内に参入して新たに栽培を開始する意向の調査を実施する。なお、調査にあたっては以下の調査項目を含むものとする。

ア 調査事例数

- (ア) 県内の契約栽培実施者 5社以上
- (イ) 県内への参入見込みがある加工・業務用野菜の栽培に取り組む県外の農業法人・農業者 5社以上

イ 調査項目

- (ア) 共通
栽培品目、ロット、流通体系、単価、作業日程、想定所得等

- (イ) 県内への参入済みである県外の農業法人・農業者に対する調査に追加するもの県内への参入を決めた理由、県内参入後に感じた課題や行政に対する要望

(3) セミナー等の開催

加工・業務用野菜の産地育成の機運を醸成し、各地域の課題を解決するため、セミナー等を開催する。

ア 対象者

対象者は、契約栽培志向者・実施者、担い手農家（集落営農組織、基盤整備地区組織等）、全国農業協同組合、農業協同組合及び関係機関とする。

イ 内容

専門家等を招き、先進事例や課題解決を検討する内容とする。

ウ 時期及び開催回数

開催時期は令和8年2月末までとし、回数は1回以上とする。

(4) マッチング商談会の開催

実需者と産地側の契約取引実現に向け、県内の生産者と実需者の商談の場を設ける。

ア 時期及び回数

令和8年2月末までに2回以上開催する。必要な事項は県園芸課と協議の上決定する。

イ フォローアップの実施

商談への参加を希望する生産者の意向に応じ、商談に必要な準備をサポートし、契約につながるよう支援する。

ウ 流通業者との仲介

契約を希望する生産者の効果的な物流の実現に向けた提案、支援を行う。

エ 取引ロットの確保

県内の生産者の生産規模と需要を把握し、取引で求められるロットの確保を支援する。

(5) 業務報告書の作成

2(1)～(4)の実施内容と併せて、その後のマッチングの状況（商談経過、商談成立件数、契約規模・数量等）等について取りまとめるとともに、本県の加工・業務用産地育成における課題を抽出、整理する。

(6) 状況報告の実施

業務進行に係る打合せ及び進捗状況報告を月1回行うこととする。受託者は、進捗状況がわかる資料、工程表等を提出した上で説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出する。

3 成果品の納品

本業務で取りまとめた業務報告書について、以下のとおりとし、令和8年2月27日（金）までに納品する。

- (1) 業務報告書（A4判で作成、データを打ち出したもの。） 2部
- (2) 電子媒体（一太郎、Microsoft Word・Excel 又は PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したものとする。） 2部

4 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損失を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関する全ての権利は県に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

5 その他

- (1) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県園芸課と協議し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び業務遂行する上で疑義が生じた事項については、県園芸課と協議しなければならない。